第百十八条の二十二第二項中「第百二条第二項から第七項まで」を「第百二条第三項から第八項まで」に、「前項」を「前二項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　管理処分計画において建築施設の部分を譲り受けることとなる者と当該建築施設の部分に係る施設建築物の一部について第百十八条の八の規定により賃借りすることができることとなる者は、管理処分計画が定められる前においても、相互に、相手方に対し、当該施設建築物の一部に係る家賃その他の借家条件について協議を求めることができる。

第四章第一節第三款の二の款名中「道路等」を「施設」に改める。

第百十八条の二十五の見出しを削り、同条第一項中「都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画の区域（地区整備計画が定められている区域のうち同法第十二条の十一の規定により建築物その他の工作物の敷地として併せて利用すべき区域として定められている区域に限る。）内における第二種市街地再開発事業その他政令で定める」を「次の各号に掲げる」に、「に道路」を「（第二号の第二種市街地再開発事業にあつては、いずれも政令で定める範囲内に位置するものに限る。）にそれぞれ当該各号に定める特定施設」に、「道路が」を「特定施設が」に改め、同項に次の各号を加える。

一　都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画の区域（地区整備計画が定められている区域のうち同法第十二条の十一の規定により建築物その他の工作物の敷地として併せて利用すべき区域として定められている区域に限る。）内における第二種市街地再開発事業その他政令で定める建築物の敷地　道路

二　都市計画施設の区域をその施行地区に含む第二種市街地再開発事業のうち施設建築物を立体的に利用する必要があるものとして政令で定めるもの　立体的に整備する必要があるものとして政令で定める都市計画施設（道路を除く。）

第百十八条の二十五第二項中「道路」を「特定施設」に改め、同条第三項中「施設建築敷地の道路部分」を「施設建築敷地の特定施設部分」に、「道路に」を「特定施設に」に、「道路の」を「特定施設の」に改める。

第百十八条の二十五の二を削る。

第百十八条の二十五の三第一項中「第百十八条の二十五第二項」を「前条第二項」に改め、「、前条第二項において準用する第百九条の三第二項後段」を削り、同条第三項の表第百十八条の二十一第二項の項中「第百十八条の二十五の三第二項」を「第百十八条の二十五の二第二項」に改め、第四章第一節第四款中同条を第百十八条の二十五の二とする。

第百三十五条の見出しを「（書類の送付等）」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「その者」の下に「を知ることができず、若しくはその者」を、「できないとき」の下に「その他前項の規定に基づく政令の規定によることができないとき」を加え、同項を同条第二項とし、同条第一項として次の一項を加える。

市街地再開発事業の施行に関する書類の送付に関して必要な事項は、政令で定める。

第百三十五条の次に次の四条を加える。

（命令等の請求）

第百三十五条の二　施行者は、施行地区内の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地（土地が数人の共有に属する場合にあつては、共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地の共有持分。次項において同じ。）について、必要があると認めるときは、家庭裁判所に対し、民法第二十五条第一項の規定による命令又は同法第九百五十二条第一項の規定による相続財産の清算人の選任の請求をすることができる。

2　施行者は、施行地区内の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地について、必要があると認めるときは、裁判所に対し、民法第二百六十四条の二第一項の規定による命令の請求をすることができる。

（所在等不明所有者等の除外に関する裁判）

第百三十五条の三　第七条の二第六項、第十四条の二又は第五十条の四の二の規定による裁判に係る事件は、当該裁判に係る土地の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2　前項の裁判は、裁判所が次に掲げる事項を公告し、かつ、第二号の期間を経過した後でなければ、することができない。この場合において、同号の期間は、一月を下つてはならない。

一　前項の裁判の申立てがあつたこと。

二　裁判所が前項の裁判をすることについて異議があるときは、所在等不明所有者等は一定の期間内にその旨の届出をすべきこと。

三　前号の届出がないときは、前項の裁判がされること。

3　第一項の裁判は、確定しなければその効力を生じない。

4　第一項の裁判は、所在等不明所有者等に告知することを要しない。

5　裁判所は、第一項に定める土地について所有権又は借地権を有する者（その共有持分を有する者を含む。）及びその所在が判明したときは、利害関係人の申立てにより、同項の裁判を取り消さなければならない。ただし、当該裁判に係る第七条の二第三項の規定による要請又は第十一条第一項若しくは第二項若しくは第五十条の二第一項の規定による認可の申請がされた後は、当該裁判を取り消すことはできない。

6　第一項の裁判及び前項の規定による取消しの裁判に対しては、利害関係人に限り、即時抗告をすることができる。

（非訟事件手続法の適用除外）

第百三十五条の四　第七条の二第六項、第十四条の二又は第五十条の四の二の規定による裁判に係る事件については、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第四十条の規定は、適用しない。

（最高裁判所規則）

第百三十五条の五　前二条に定めるもののほか、第七条の二第六項、第十四条の二又は第五十条の四の二の規定による裁判に係る事件に関する裁判手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

（景観法の一部改正）

第七条　景観法（平成十六年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一章　総則（第一条―第七条）」を「第一章　総則（第一条―第七条）
第一章の二　広域基本方針及び広域景観協議会（第七条の二・第七条の三）」に、「第四款　雑則（第四十三条―第四十六条）」を「第四款　雑則（第四十三条―第四十六条の二）」に、「第三節の二　再生協定（第四十六条の三）」を「第三節の二　再生協定（第四十六条の三―第四十六条の七）」に、「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に改める。

第一章の次に次の一章を加える。

第一章の二　広域基本方針及び広域景観協議会

（広域基本方針）

第七条の二　都道府県は、一の市町村の区域を超え、かつ、一体の景観を形成する区域において、全体として調和した良好な景観の形成を図るため必要があると認めるときは、当該区域について良好な景観の形成に関する計画の策定に関する基本方針（以下この条及び第八条第六項において「広域基本方針」という。）を定めることができる。

2　広域基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　広域基本方針の対象となる区域

二　全体として調和した良好な景観の形成を図るための第八条第一項に規定する景観計画の策定又は変更に関する方針

3　都道府県は、広域基本方針を定めようとするときは、関係市町村の意見を聴かなければならない。

4　都道府県は、広域基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5　前二項の規定は、広域基本方針の変更について準用する。